

「徳島県震災対策推進条例（仮称）」修正素案

総 則

（1）目 的

東海・東南海・南海の三連動地震又は中央構造線活断層帯を震源とした直下型地震等による大規模な震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理念を定め、県民等の役割及び県の責務を明らかにし、相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な対策を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

（2）定 義

- ア 震災 地震及び津波により生ずる被害をいう。
- イ 震災対策 震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに震災からの復旧及び復興を図るための対策をいう。
- ウ 自主防災組織 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「災対法」という。）第五条第二項に規定する自主防災組織をいう。
- エ 震災時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児等震災が発生した場合において、特別な援護を要する者をいう。
- オ 学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいう。
- カ 特定活断層 地震調査研究推進本部地震調査委員会（地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第十条に規定する地震調査委員会をいう。）において長期評価が行われている中央構造線断層帯のうち讃岐山脈南縁に係る部分をいう。
- キ 特定活断層調査区域 特定活断層の変位による被害を防止するため、特定活断層の位置に関する調査が必要な土地の区域であって、知事が（58）により指定するものをいう。

（3）基本理念

- ① 震災対策は、減災（震災を最小化することをいう。）を基本に、県民の生命が失われないことを最も重視し、被災後の速やかな復興を目指して、実施されなければならない。
- ② 震災対策は、自助（県民が自らの安全を自ら守ることをいう。）、共助（地域の住民が互いに助け合い、地域の安全を確保することをいう。）及び公助（県、市町村その他の行政機関が県民の生命、身体及び財産を保護することをいう。）を基本として実施されなければならない。
- ③ 震災対策は、県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係機関が、震災時要援護者、男女共同参画の視点に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に緊密に連携し、協働することにより着実に実施されなければならない。

(4) 県民の役割

- ① 県民は、(3)に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、平常時から震災に対する危機意識を持って、自らの安全を自ら守るため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。
- ② 県民は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係機関が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(5) 自主防災組織の役割

- ① 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域の安全を確保するため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。
- ② 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係機関が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(6) 学校等の役割

- ① 学校等の設置者又は管理者（以下「学校等の設置者等」という。）は、基本理念にのっとり、幼児、児童、生徒等の安全を確保するため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。
- ② 学校等の設置者等は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係機関が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(7) 事業者の役割

- ① 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員等の安全の確保、自らの事業を継続するための計画の策定等の震災対策を積極的に実施するよう努めるものとする。
- ② 事業者は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係機関が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(8) 県の責務

- ① 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、震災対策に関する総合的かつ計画的な施策を推進するとともに、県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、市町村その他の関係機関が実施する震災対策への支援及び総合調整を行うものとする。
- ② 県は、震災対策に関する総合的かつ計画的な施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- ③ 県は、震災に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、震災対策に反映させるものとする。

(9) 市町村との連携

県は、基本理念にのっとり、地域住民の生命、身体及び財産を震災から保護する基礎的な地方公共団体である市町村と連携を図りながら協力して震災対策に取り組むものとする。

(10) 震災対策に関する計画の推進等

- ① 県は、震災対策を総合的かつ計画的に推進するため、県が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画を作成するとともに、定期的に当該施策の進捗状況の管理を行うものとする。

- ② 県は、災対法第四十条第一項の規定に基づき作成された徳島県地域防災計画に掲げられた震災対策が効果的かつ迅速に実施できるよう、当該震災対策を実施する上での手順を定めた要領を策定するものとする。
- ③ 県は、震災対策を総合的かつ計画的に推進するための施策を取りまとめた計画を策定する市町村に対し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(11) 震災対策に関する憲章

県は、県民、事業者等の震災に関する意識の高揚を図り、自発的な震災対策への取組みの促進に資するため、震災対策に関する憲章を定めるものとする。

(12) 徳島県震災を考える日等

- ① 県民一人一人が、震災についての認識を深め、震災に対する備えの一層の充実を図るため、徳島県震災を考える日及び徳島県震災を考える週間を設ける。
- ② 徳島県震災を考える日は九月一日とし、徳島県震災を考える週間は八月三十日から九月五日までとする。
- ③ 県は、徳島県震災を考える日及び徳島県震災を考える週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(13) 顕彰

県は、震災対策の推進に関し、功績の顕著な者の顕彰に努めるものとする。

予防対策

1 県民

(14) 震災対策に関する知識の習得等

- ① 県民は、平常時から、震災対策に関する研修（以下「防災研修」という。）及び震災の発生を想定した訓練（以下「防災訓練」という。）に積極的に参加し、震災及び震災対策に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- ② 県民は、自らが生活する地域において、県、市町村その他の関係機関が提供する震災対策に関する情報を活用して、震災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「震災発生時等」という。）に備え、地域における危険な場所、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法の把握に努めるものとする。
- ③ 震災発生時等において、通常用いる方法により自宅に帰ることが困難であると予想される者は、徒歩等による帰宅経路並びに家族及び隣人等との連絡方法の確認その他の円滑な帰宅のために必要な準備を行うよう努めるものとする。

(15) 建築物等の安全性の確保

- ① 県民は、その所有する建築物の地震による倒壊等を防止するため、耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。）及び耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えをいう。以下同じ。）その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 県民は、震災の発生に備え、家具の転倒、窓ガラスの飛散等による被害を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

- ③ 県民は、その設置するブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を定期的に点検し、耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(16) 物資の備蓄等

- ① 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の震災発生時等に必要となる物資の備蓄及び点検並びにラジオ等の情報収集手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。
- ② 県民は、震災を未然に防止し、及び震災発生時の被害の拡大を防止するために必要な消火器等を整備するよう努めるものとする。

(17) 自主防災組織及び消防団等への参加

- ① 県民は、地域における震災対策を円滑に行うため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参加に努めるものとする。
- ② 県民は、地域における震災対策を円滑に行うため、地域の消防団等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(18) 震災時要援護者からの情報提供

- ① 震災時要援護者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、震災時要援護者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、自主防災組織及び市町村その他の関係団体等から避難等の支援を受ける際に必要な当該震災時要援護者に関する情報を、当該関係団体等に提供するよう努めるものとする。
- ② 法令又は他の条例若しくは市町村の条例に定めがあるものを除くほか、①により震災時要援護者又はその保護者から情報の提供を受けた関係団体は、当該情報について、漏えい及び目的外利用を防止し、適正に管理しなければならない。

2 自主防災組織

(19) 震災対策に関する意識の啓発等

自主防災組織は、地域住民等に対し、震災対策に関する意識の啓発及び高揚を図るため、自ら防災研修及び防災訓練を実施するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係機関が実施する防災研修及び防災訓練へ積極的に参加するよう努めるものとする。

(20) 震災に関する情報の活用

- ① 自主防災組織は、県、市町村その他の関係機関が提供する震災及び震災対策に関する情報を活用して、震災発生時等に備え、地域における危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の把握に努めるものとする。
- ② 自主防災組織は、①により把握した情報を掲載した地図の作成及び地域住民等への周知に努めるものとする。

(21) 資機材の備蓄等

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出救護その他の震災発生時等の応急的な措置に必要な資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めるものとする。

(22) 震災時要援護者の支援等

自主防災組織は、市町村等と連携し、地域における震災時要援護者に関する情報の把握及び避難の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

(23) 避難勧告等への対応

自主防災組織は、市町村その他の関係機関と連携しながら、避難勧告等が発令された場合において、当該自主防災組織の構成員の役割に基づき、地域住民の避難が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

3 学校等

(24) 防災教育の実施等

学校等の設置者等は、幼児、児童、生徒等が、震災発生時等において自らの安全を確保することができるようになるとともに、将来において震災対策の担い手となるよう、震災対策に関する教育（以下「防災教育」という。）及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(25) 地域との連携

学校等の設置者等は、市町村及び自主防災組織等と連携し、防災訓練を実施する等、地域と一体となって、幼児、児童、生徒等を震災から守るための環境の整備に努めるものとする。

(26) 耐震改修の推進

- ① 学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設の地震による倒壊等を防止するため、計画的な耐震診断及び耐震改修に努めるものとする。
- ② 学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設が、市町村により震災発生時等の避難場所として指定された場合には、当該避難場所としての目的を達成するために必要な機能の強化に努めるものとする。

4 事業者

(27) 防災研修の実施等

- ① 事業者は、震災発生時等における来所者、従業員等の安全を確保するため、防災研修及び防災訓練の実施に努めるものとする。
- ② 法令又は他の条例に定めがあるものを除くほか、震災時要援護者が入所し、又は通所する施設（以下「要援護者関連施設」という。）の管理者は、震災時要援護者に関する避難計画を策定し、防災訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

(28) 事業活動を継続するための計画等

- ① 事業者は、震災による事業活動への影響を最小限度にとどめるため、事業活動を継続するための計画の策定に努めるものとする。
- ② 事業者は、事業活動を継続するために必要な物資、燃料及び資機材の備蓄、整備及び点検の実施に努めるものとする。

(29) 地域との連携

- ① 事業者は、その所有し、又は管理する施設について、市町村が行う地域の避難場所及び津波からの一時的な避難場所としての指定に協力するよう努めるものとする。
- ② 事業者は、市町村及び自主防災組織等が実施する防災研修及び防災訓練への従業員の参

加の機会を確保するよう努めるものとする。

- ③ 事業者は、地域住民の避難を促すよう、津波から率先して避難行動を行う従業員の育成に努めるものとする。

(30) 建築物等の安全性の確保

- ① 事業者は、その所有する建築物の地震による倒壊等を防止するため、耐震診断及び耐震改修その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 上下水道、電気供給施設、ガス供給施設又は電気通信事業の用に供する施設（以下「ライフライン関連施設」という。）の設置者又は管理者は、ライフライン関連施設及びこれに附帯する設備について、震災に対する安全性を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ③ 事業者は、その設置する工作物等を定期的に点検し、震災に対する安全性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(31) 特定活断層に対する土地利用の適正化等

- ① 特定活断層調査区域に学校、病院その他規則で定める建築物等（以下「特定施設」という。）の新築、改築又は移転（以下「新築等」という。）をしようとする者は、特定活断層の直上への当該特定施設の新築等を避けなければならない。
- ② 特定活断層調査区域に特定施設の新築等をしようとする者は、当該新築等に係る建築工事又は開発工事を計画する際には、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出て、知事と協議しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - 二 特定施設の名称及び所在地
 - 三 特定施設の目的
 - 四 その他規則で定める事項
- ③ ②の規定による届出には、特定施設の位置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- ④ ②の規定による届出をした者は、協議に基づいて特定活断層に関する調査を実施し、その調査報告書並びに特定活断層の位置図及び特定施設の配置計画図（以下「調査報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。
- ⑤ ②の規定による協議をした者は、その協議に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出て、知事と再度協議しなければならない。
- ⑥ 宅地建物取引業者は、その取り扱う宅地又は建物が、特定活断層調査区域にある場合は、当該宅地又は建物を取得し、又は借りようとしている者に対して、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地又は建物が特定活断層調査区域にある旨及び①②の内容を説明するよう努めるものとする。

(32) 工事着手及び完了の届出

- (31)②の規定による協議をした者は、当該協議に係る建築工事又は開発工事に着手し、又はその工事を完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(33) 報告の徴収及び立入調査

- ① 知事は、(31)、(32)、(34)及び(35)の規定の施行に必要な限度において、特定施設の新築等を

する者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定施設若しくはその工事現場に立ち入り、(31)①の状況若しくは書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

② 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

③ ①の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(34) 勧告

① 知事は、(31)①に規定する特定活断層の直上を避けなかった者、(31)②又は⑤に規定する届出又は協議をしなかった者及び(31)④に規定する調査報告書等の提出をしなかった者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

② 知事は、(33)①の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(35) 公表

① 知事は、(34)の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わない場合は、勧告の内容、勧告に従わなかった事実その他規則で定める事項を公表することができる。

② 知事は、①の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

5 県及び市町村

(36) 防災教育、人材育成及び防災訓練の実施等

① 県は、市町村その他の関係機関と連携して、県民、自主防災組織等が平常時から震災に備え、適切な震災対策を講ずることができるよう、震災及び震災対策に関する知識の普及を図るものとする。

② 県は、市町村その他の関係機関と連携して、家庭及び地域における震災対策が自主的に行われるよう学校教育及び社会教育を通じて、全ての世代を対象とした防災教育の充実を図るものとする。

③ 県は、市町村その他の関係機関と連携して、県民、自主防災組織等が震災に適切に対応する能力を向上させる様々な震災を想定した防災訓練を行うものとする。

④ 県は、徳島県立防災センター等の機能を十分に活用し、震災及び震災対策に関する知識の普及及び人材の育成を図るものとする。

(37) 情報伝達体制の整備

① 県は、震災発生時等における気象、被害、避難その他の震災対策に必要な情報を市町村その他の関係機関と相互に伝達するため、通信機能の強化及び通信回線の複線化の対策に努めるものとする。

② 県は、市町村及び報道機関等と連携して、震災発生時等における情報を県民等に提供するための体制を整備するものとする。

③ 県は、市町村と連携して、震災発生時等において帰宅が困難となった者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者等」という。）に対して必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

(38) 県の建築物内の安全確保等

県は、震災発生時等における県の建築物内の来庁者等の安全を確保するための対策に努めるものとする。

(39) 行政機能の低下への対応

- ① 県は、震災により庁舎等が被害を受けた場合等における行政機能の低下を最小限度にとどめるため、震災発生時等において必要な応急対策業務及び継続の必要性の高い通常の業務を継続するための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するものとする。
- ② 県は、全ての市町村において行政機能の低下を最小限度にとどめる業務継続計画が策定されるよう、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(40) 自主防災組織及び消防団等の充実

- ① 県は、自主防災組織の結成の促進並びに自主防災組織が行う防災研修及び防災訓練について必要な支援を行う市町村に対し、積極的に協力するものとする。
- ② 県は、地域の震災対策において重要な役割を担う消防団等の組織の充実及び機能の強化に努める市町村に対し、積極的に協力するものとする。
- ③ 県は、市町村その他関係機関と連携して、自主防災組織が実施する震災対策において指導的役割を担う者の育成及び確保を図るものとする。
- ④ 県は、市町村と連携して、自主防災組織相互の広域的な連携の促進に努めるものとする。

(41) 避難計画の策定等

- ① 県は、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画を自主防災組織及び要援護者関連施設と連携して策定する市町村に対し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援に努めるものとする。
- ② 県は、広域的な避難が円滑に行われるよう市町村を支援するものとする。

(42) 避難所の運営体制の整備

- ① 県は、避難所として提供される建築物の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して避難所の運営基準を策定する市町村に対し、当該運営基準がプライバシーの確保をはじめとする避難者の生活の質に配慮したものとなるよう、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援に努めるものとする。
- ② 県は、市町村その他関係機関と連携して、避難所の効果的かつ効率的な運営を図るため、避難所の運営に関する連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

(43) 応急仮設住宅等の確保

- ① 県は、応急仮設住宅について、市町村その他の関係機関と連携し、地域の特性及び実情等を踏まえた対策について検討を行い、応急仮設住宅の建設及び借上げに当たっての手順を定めた要領を作成するものとする。
- ② 県は、市町村と連携して、応急仮設住宅として活用できる公営住宅及び民間賃貸住宅等の把握に努めるものとする。
- ③ 県は、応急仮設住宅の確保に係る関係団体との協定の締結に努めるものとする。
- ④ 県は、市町村と連携して、応急仮設住宅の建設候補地を選定するものとする。

(44) 震災時要援護者の支援体制の整備等に必要な情報の提供等

- ① 県は、震災時要援護者に関する情報の把握及び自主防災組織等と連携した支援体制の整備を行う市町村に対し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援に努めるものとする。
- ② 県は、福祉避難所（避難所であって、震災時要援護者のうち避難所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるために必要な設備等を有するものをいう。）の指定を行う市町村に対し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(45) 医療救護体制の整備等

- ① 県は、震災発生時等における医療救護体制の整備を行う市町村に対し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援に努めるものとする。
- ② 県は、震災による重篤な救急患者の救命医療の拠点となる医療機関及び当該医療機関を支援及び補完する役割を担う医療機関を指定するとともに、医療機能の充実及び強化に努めるものとする。
- ③ 県は、震災発生時等の直後の急性期（おおむね 48 時間以内）に活動を開始できる機動性を持った医療チーム及び当該医療チームに引き続き活動する医療救護班を派遣する医療機関等の指定等の広域的な医療救護体制を整備するものとする。
- ④ 県は、計画的な医薬品の備蓄及び関係事業者との協定の締結等により、震災発生時等に必要な医薬品の調達体制を整備するものとする。

(46) 物資の備蓄等

県は、物資、燃料及び資機材（以下「物資等」という。）の計画的な備蓄、整備及び点検、関係事業者との協定の締結等により、震災発生時等に必要な物資等の調達体制を整備するものとする。

(47) 救援物資の輸送体制の整備等

- ① 県は、市町村と連携して、震災発生時等において、救援物資を迅速かつ的確に避難所等に輸送できる体制を整備するものとする。
- ② 県は、市町村と連携して、救援物資の受入れ及び配分を円滑に行うことができるよう連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

(48) 他の都道府県等との協定の締結

県は、震災発生時等において、被災者の救援及び救護をはじめとする応急対策に必要な人的及び物的な支援等が円滑に行われるよう、他の都道府県等との広域的な連携に関する協定の締結に努めるものとする。

(49) 公衆衛生の確保のための体制の整備

県は、市町村その他の関係機関と連携し、震災発生時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、県民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制を整備するものとする。

(50) 防火及び防犯の体制の強化

県は、市町村及び自主防災組織等と連携して、震災発生時等における火災及び犯罪の防止のため、防火及び防犯に関する意識の啓発を行うとともに、消火器の普及、防犯灯の設置その他の必要な施策を実施し、防火及び防犯の体制の強化に努めるものとする。

(51) 緊急輸送体制の整備

- ① 県は、市町村及び関係機関と連携して、負傷者の搬送並びに応急対策に必要な人員及び物資等の輸送（以下「緊急輸送」という。）の体制の整備に努めるものとする。
- ② 県は、その管理する緊急輸送道路の整備に努めるものとする。
- ③ 県は、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、他の道路管理者に対し、当該道路管理者が管理する緊急輸送道路の整備を求めるものとする。
- ④ 県は、緊急輸送を確保するため、耐震強化岸壁の整備に努めるものとする。

(52) 孤立地区対策

- ① 県は、市町村が孤立地区（震災発生時に、外部との交通が途絶し、人の移動及び物資の輸送が困難又は不可能となる地区をいう。以下同じ。）における通信の途絶に備えるため行う情報収集及び伝達の手段の確保に協力するものとする。
- ② 県は、地域の特性に応じた孤立地区の発生に備えた対策を行う市町村に対し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(53) ボランティア活動の環境整備等

- ① 県は、市町村及び関係機関と連携して、震災発生時におけるボランティア活動が安全かつ円滑に実施されるよう、ボランティアの受入体制の整備、物資及び資機材の提供その他のボランティア活動の環境を整備するものとする。
- ② 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ボランティア活動への県民の積極的な参加を促すため、ボランティア活動への理解を深める啓発の実施及びボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。
- ③ 県は、市町村その他関係機関と連携して、ボランティアの活動を円滑に実施するための連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

(54) 県が管理する建築物等における震災対策の推進等

- ① 県は、その管理する公共土木施設、震災対策の拠点となる建築物並びに情報の収集及び伝達、医療救護等に関する震災対策上重要な設備について、計画的な震災対策に努めるものとする。
- ② 県は、市町村と連携して、各地域において想定される被害状況に基づき、その管理する建築物等への避難機能の付与、避難路及び避難施設の整備その他の住民の安全を確保するための対策に努めるものとする。
- ③ 県は、地震による地盤沈下等による長期間にわたる浸水に対応するため、早期の排水を可能にするための体制の確保及び設備の整備に努めるものとする。

(55) 放置船舶等対策の推進

県は、市町村と連携して、津波による被害の発生が予想される地域において、放置された船舶等により当該被害を拡大させないため、当該船舶等の除却等の対策の実施に努めるものとする。

(56) 津波防災地域づくりの推進

- ① 県は、市町村が行う津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号。以下「津波防災法」という。）第一条に規定する津波防災地域づくりを支援するため、市町

村と連携して、津波防災法第五十三条に規定する津波災害警戒区域及び津波防災法第七十二条に規定する津波災害特別警戒区域（以下「津波災害特別警戒区域」という。）を速やかに指定するとともに、その効果を検証しつつ、必要に応じて指定の変更等を行うものとする。

- ② 県は、市町村が行う津波防災法第十条第一項に規定する推進計画（以下「推進計画」という。）の作成及び津波防災法第七十三条第二項第二号に規定する条例の制定が円滑に行われるよう、これらに係る指針を作成するとともに、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援に努めるものとする。
- ③ 県は、市町村が推進計画に基づき移転が可能な地域を定める場合には、当該地域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制等の緩和について配慮するものとする。
- ④ 県は、津波災害特別警戒区域に建築物を所有する者が、当該建築物を津波災害特別警戒区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制等の緩和について配慮するものとする。

(57) 建築物の安全性の確保

県は、市町村と連携して、地震による建築物の倒壊等を防止するため、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努めるものとする。

(58) 特定活断層に関する土地利用の適正化等

- ① 知事は、特定活断層調査区域を指定するときは、あらかじめ、関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- ② 知事は、特定活断層調査区域を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨及び指定の区域を公示しなければならない。
- ③ 知事は、②の規定による公示をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係する市町村の長に、当該公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- ④ 特定活断層調査区域の指定は、②の規定による公示によってその効力を生ずる。
- ⑤ ①から④までの規定は、特定活断層調査区域の指定の解除について準用する。
- ⑥ 県は、特定活断層調査区域において建築物の新築等をしようとする場合は、特定活断層の直上への当該特定施設の新築等をさなければならない。
- ⑦ 県は、特定活断層調査区域の不動産の譲渡、交換、貸付等（以下「譲渡等」という。）をしようとするときは、当該譲渡等に係る契約の締結までに当該不動産の譲渡等の相手方に対して、当該不動産が特定活断層調査区域にある旨を説明をしなければならない。
- ⑧ 県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制等の緩和について配慮するものとする。
- ⑨ 県は、最新の活断層の位置に関する情報の把握に努めるとともに、把握した当該情報を公表するものとする。

(59) 事業活動を継続するための計画策定への支援等

- ① 県は、事業者による事業活動を継続するための計画の策定の促進に努めるものとする。
- ② 県は、津波による海水の浸入のために農地が受けた塩害を除去するために行う事業その他の必要な対策を確立し、農業生産活動を早期に復旧させるための計画を策定するものとする。

(60) 震災対策事業への県民等の意見の反映

県は、市町村と連携して、県民、自主防災組織、事業者等から震災対策に関する意見を

聴取し、必要に応じて、その意見を震災対策事業へ反映させるものとする。

応急対策

1 県民

(61) 避難の推進等

- ① 県民は、震災に関する情報に留意し、自主的な避難に努めるものとする。
- ② 県民は、避難勧告等が発令された場合には、円滑な避難に努めるとともに、避難勧告等が解除されるまでの間は、避難を継続するよう努めるものとする。
- ③ 避難所を利用する者は、(42)の①に規定する運営基準を遵守し、互いに協力して共同生活を営むように努めるものとする。

(62) 緊急通行車両等の通行の確保

県民は、災対法又は道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行規制その他の交通規制を遵守するとともに、当該交通規制が行われていない道路においても、車両の使用を自粛することにより、災対法第七十六条第一項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）及び震災時要援護者等の避難のための車両の通行の確保に協力するよう努めるものとする。

(63) 危険建築物等に関する取扱い

- ① 県民は、地震により倒壊、火災又は附属物の落下のおそれが生じた建築物又は工作物（以下「危険建築物等」という。）による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は近づかないものとする。
- ② 危険建築物等の所有者又は管理者（以下「危険建築物等の所有者等」という。）は、当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。
- ③ 建築物の所有者又は管理者は、市町村が実施する被災建築物応急危険度判定（地震により被害を受けた建築物について、余震等による倒壊の危険性並びに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性を判定することをいう。）に協力するものとする。

2 自主防災組織

(64) 応急対策の実施

自主防災組織は、市町村その他の関係機関と連携して、地域住民の安否に関する情報の収集及び伝達、地域住民及び震災時要援護者の避難支援、初期消火、負傷者の救出救護、避難所の運営その他の地域における応急対策を実施するよう努めるものとする。

3 学校等

(65) 児童、生徒等の安全の確保

学校等の設置者等は、震災発生時等において、幼児、児童、生徒等の安全の確保に努めるものとする。

(66) 避難所の運営支援

学校等の設置者等は、その所有し、又は管理する学校等の施設が避難所として使用される場合には、市町村及び自主防災組織と連携し、当該避難所の円滑な運営について必要な支

援に努めるものとする。

(67) 学校等における教育活動等の再開準備

学校等の設置者等は、避難者及び地域住民の十分な理解及び協力の下、震災発生後における学校等における教育活動等の再開に向けた準備に努めるものとする。

4 事業者

(68) 二次的な被害の防止

危険物（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七号に規定する危険物、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定する劇物並びに原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質、同条第三号に規定する核原料物質及び同条第五号に規定する放射線をいう。以下同じ。）を取り扱う事業者は、震災発生時等において、爆発等の二次的な被害を防止するため、点検及び応急措置を行い、危険物を取り扱う施設の安全の確保に努めるとともに、爆発等のおそれがある場合には、速やかに関係機関及び住民への連絡、立入制限等の対策を講ずるものとする。

(69) 来所者等の安全の確保等

事業者は、震災発生時等において、来所者及び従業員の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民の安全の確保するため、自主防災組織等と連携して、避難及び震災に関する情報の収集及び提供、初期消火、地域住民の避難を促す率先した避難、地域住民の避難誘導及び救助その他の応急対策を積極的に実施するよう努めるものとする。

(70) 帰宅困難者等への支援

事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者等が発生しているときは、当該帰宅困難者等に対して、震災に関する情報、連絡手段及び一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

5 県及び市町村

(71) 応急対策のための体制の確立

- ① 県は、迅速かつ的確に避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう、市町村その他の関係機関と連携して、必要な体制を速やかに確立するものとする。
- ② 県は、震災により庁舎等が被害を受けた場合において、行政機能の低下を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

(72) 情報伝達体制の確立

- ① 県は、震災に関する情報を市町村その他の関係機関と相互に伝達するために必要な体制を速やかに確立するものとする。
- ② 県は、収集した震災に関する情報を総合的に分析した上で、県民への周知を図るため、報道機関等に必要な情報を速やかに提供するものとする。

(73) 緊急輸送対策

- ① 県は、市町村及び関係機関と連携し、応急対策に必要な緊急輸送を確保するものとする。

- ② 県は、応急対策が的確に実施されるよう、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、市町村及び関係機関と必要な調整を図るものとする。

(74) 応急対策の実施に係る応援等

県は、災対法第六十八条の規定に基づく市町村長等からの応援の要求等に対して、あらゆる手段を検討し、速やかにその求めに応ずるものとする。

(75) 自主防災組織等の活動支援

県は、市町村その他の関係機関と連携して、自主防災組織及びボランティアによる震災対策に関する活動が円滑に実施されるよう必要な体制を確立するものとする。

(76) 心のケアの対応

県は、市町村その他の関係機関と連携して、被災者並びに被災者の捜索及び救助活動を行う者の心のケア（被災したこと又は被災者の捜索及び救助活動に従事したことにより精神的健康が損なわれた状態からの回復及び予防をいう。）を行うため、相談窓口を設置する等、必要な体制を確立するものとする。

復旧及び復興対策

1 県民

(77) 県民の役割

県民は、自らが復旧及び復興の主体であることを認識し、自主防災組織、ボランティア、学校等、事業者、県及び市町村と協働して、自らの生活を再建するとともに、地域社会の再生に努めるものとする。

2 自主防災組織

(78) 自主防災組織の役割

自主防災組織は、復旧及び復興に際して、地域社会の再生へ貢献するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係機関が実施する復旧及び復興対策に協力するよう努めるものとする。

3 学校等

(79) 学校等における教育活動等の再開

学校等の設置者等は、市町村その他の関係機関と連携して、学校等の機能の早期回復を図り、学校等における教育活動等の再開に努めるものとする。

4 事業者

(80) ライフライン関連施設の復旧

ライフライン関連施設の設置者又は管理者は、県、市町村その他の関係機関と連携し、速やかに当該ライフライン関連施設の復旧対策を実施するよう努めるものとする。

(81) 雇用の場の確保

事業者は、復旧及び復興時において、事業活動の継続又は再開により雇用の場を確保す

るよう努めるとともに、県、市町村その他関係機関と連携し、地域経済の復旧及び復興へ貢献するよう努めるものとする。

5 県及び市町村

(82) 復旧及び復興対策の実施

- ① 県は、市町村と連携して、県民及び事業者等の参画を図りながら、震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、復旧及び復興に関する計画を早期に策定するものとする。
- ② 県は、市町村その他の関係機関と連携し、復旧及び復興に関する計画の円滑な実施に努めるものとする。

